

患者様・ご利用者様へ

- 1 当薬局は、厚生大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 2 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- 3 当薬局は、1,200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫していない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが、時間がかかることをご了承ください。
- 4 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者自立支援法などの各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方せんも調剤いたします。
- 5 当薬局では、患者さんの体質やお薬の服用状況を記録した薬剤服用歴を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無などを確認させていただいております。いろいろ質問させていただきますが、薬を安全有効にお使いいただくために必要ですので、ご協力ください。
- 6 当薬局では、処方されたお薬が重複していないか、飲み合わせの悪いものがないかなどをチェックしております。場合によっては、処方された医師と相談の上、処方を変更することがありますので、ご了承ください。
- 7 当薬局では、お薬の使い方や注意しなければならないことなどを、十分にご説明いたします。お薬について分からないことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。
- 8 当薬局では、お薬の効能や注意しなければならないことなどを、文書にして提供しています。
- 9 当薬局では、処方内容や注意しなければならないことなどを、患者さんがお持ちのお薬手帳に記載させていただいておりますので、お申し付けください。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。
- 10 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、処方された医師に問い合わせを行う場合があります。また、患者さんの了解のもとに、患者さんがお薬をお使いになっている状況などについて、医師へ情報を提供させていただくことがあります。
- 11 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準調剤加算2を算定する薬局で、休日や夜間でも処方せんにより調剤いたします。
- 12 当薬局は、厚生労働大臣が定める後発医薬品調剤体制加算2を算定する薬局で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。
- 13 当薬局は、厚生労働大臣が定める在宅患者訪問薬剤管理指導、在宅患者調剤加算を算定する薬局で、処方せんによる医師の指示により訪問して、服薬指導等を行います。
- 14 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。